

政党交付金の返還

日本維新の会参議院比例区第53支部（解散時の代表者：室井秀子）の解散により、令和5年までに同支部に交付した政党交付金のうち未使用分（26,688,557円（解散した政党支部の支部基金の残高））について、日本維新の会に対し、政党助成法（平成6年法律第5号）第33条第2項の規定に基づき、返還手続を行うこととしました。

（連絡先）自治行政局選挙部政党助成室

電話：（代表）03-5253-5111

（直通）03-5253-5582

（E-mail）senkyo.shikin@soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。